



TOKYO KISEN CO., LTD.

NO.2 YAMASHITA-CHO NAKA-KU YOKOHAMA.
PHONE. 045 (671) 7731

曳船料率表

東京汽船株式会社
横浜市中区山下町2番地
TEL. 045-671-7731
2025年5月1日改定

1. 基本料金

使用時間 1 時間あたり料金 08:00~17:00		
基本料金	特別割引料金	
	15,000 G/T 未満	5,000 G/T 未満
121,600 円	84,000 円	79,000 円

但し、荒天作業、海難防止作業、海難救助作業、その他特殊作業の場合は本船 G/T に関係なく基本料金を適用する。

料金計算方法

- 料金計算方法は、使用時間により計算する。使用時間とは基地発～基地着とし、回航時間、スタンバイ、作業時間を含む。
 - 最初の 1 時間を超過した 30 分又は、その端数毎に基本料金の半額を加算する。但し、最初の 1 時間未満は 1 時間として計算する。
 - 曳船出動後の作業取消しは、総額の 20%引とする。
- 尚、長期間・長時間を要する作業等における料金につきましては、御相談に応じさせていただきます。

2. 各種割増料金

(1) 時間外割増料金

ア. 平日・土曜時間外割増	05:00~08:00	}	基本料金の ……	80%増
	17:00~23:00			
	23:00~05:00		基本料金の ……	100%増
イ. 日曜、祝日	05:00~23:00		基本料金の ……	80%増
特定休日割増	23:00~05:00		基本料金の ……	100%増
特定休日……年末年始 12月31日~1月3日				
日曜日と国民の祝日が重なったときは翌日を休日とする。				

- 荒天作業割増、海上風速 15m/s 以上の場合 基本料金の …… 30%増
(気象台表示風速の 3 割増を海上風速とする)

(3) 特殊地域作業割増料金

第一、第二海堡及び東京地域、千葉地域、 横須賀地域の作業(但し、東京港、千葉港 及び横須賀港に於ける本船離接岸作業を含まず)	}	基本料金の ……………	100%増
--	---	-------------	-------

3. 特殊割増料金

(1) 港域内海難救助作業	基本料金の ……………	50%増
港域外海難救助作業	基本料金の ……………	100%以上増

(2) 消火作業割増

消火作業を行った時間に対して	基本料金の ……………	50%増
----------------	-------------	------

尚、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算により別途加算する。

(3) 危険作業割増

基本料金の ……………	100%増
-------------	-------

(爆発物積載船、タンカー及びLPG船等の船舶に於いて海難が発生し、爆発のおそれある場合)

(4) 上記以外の特殊作業のある場合は、その都度作業の実態に即応し、船会社又は代理店と協議の上決定する。

4. 燃料油価格調整金 (BAF: Bunker Adjustment Factor)

(1) 調整金の見直し実施は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行う。

1時間当たりの調整金は、実施月から3ヵ月間は固定料金とする。

(2) 見直しの基準とする燃料油価格は、見直し実施月の前々月から遡った3ヵ月間それぞれにおける月間平均値を単純平均したものとする。

(3) 燃料油価格はA重油市況価格を指す。

(4) 燃料油価格調整金は、1.の料金計算と同様の方法で計算し、曳船料金に付加する。

(5) BAF タリフ表

燃料油価格(kL 当たり)	1時間当たりの調整金	30分当たりの調整金
40,000 円未満	0 円	0 円
40,000 円～ 59,999 円	5,000 円	2,500 円
60,000 円～ 79,999 円	7,500 円	3,750 円
80,000 円～ 99,999 円	10,000 円	5,000 円
100,000 円～119,999 円	12,500 円	6,250 円
120,000 円～139,999 円	15,000 円	7,500 円
140,000 円～159,999 円	17,500 円	8,750 円
160,000 円～	燃料油価格 2 万円上昇毎 に調整金を 2,500 円加算	1 時間毎の半額

横浜港、川崎港、千葉港 曳船料率表

横浜市西区みなとみらい3-6-1
みなとみらいセンタービル19階
株式会社 新日本海洋社
TEL：045-212-4051
2025年2月26日改訂

基本料金

	1時間当り 08:00 ~ 17:00	
基本料金	116,900円	
特別割引料金	15,000G/T未満	77,800円
	5,000 G/T未満	73,000円

但し、荒天作業、海難防止作業、海難救助作業、その他特殊作業の場合は本船G/Tに関係なく基本料金を適用する。

尚、料金に関しては、取引条件に応じて個別にご相談下さい。

上記、基本料金は2025年5月1日00時01分より、以下の料金に変更します。

	1時間当り 08:00 ~ 17:00	
基本料金	121,600円	
特別割引料金	15,000G/T未満	84,000円
	5,000 G/T未満	79,000円

1 料金計算方法

- (1) 料金計算方法は、使用時間により計算する。使用時間とは曳船の基点（注釈）から作業場所迄往復するに要する時間を含むものとする。
- (2) 最初の1時間を超過した30分又は、その端数毎に基本料金の半額を加算する。但し、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- (3) 曳船出動後の作業取消しは、総額の20%引とする。

注釈：曳船の基点は、山下ふ頭5号（概位 35° 26.9' N、139° 39.7' E）とする。

2 各種割増料金

(1) -1 (2025年4月30日まで) 時間外割増料金

ア 平日時間外割増	05:00~08:00	}	基本料金の……………	60%増
	17:00~23:00			
	23:00~05:00			
イ 日曜、祝日、特定休日				
	05:00~23:00		基本料金の……………	60%増
	23:00~05:00		基本料金の……………	100%増

特定休日……年未年始12月31日~1月3日

日曜日と国民の祝日が重なったときは翌日以降の国民の祝日でない日を休日とする。

(1) -2 (2025年5月1日以降) 時間外割増料金

ア 平日時間外割増	05:00~08:00	}	基本料金の……………	80%増
	17:00~23:00			
	23:00~05:00			
イ 日曜、祝日、特定休日				
	05:00~23:00		基本料金の……………	80%増
	23:00~05:00		基本料金の……………	100%増

特定休日……年未年始12月31日~1月3日

日曜日と国民の祝日が重なったときは翌日以降の国民の祝日でない日を休日とする。

(2) 荒天作業割増、海上風速15m/S以上の場合 基本料金の…………… 30%増
(気象台表示風速の3割増を海上風速とする)

(3) 特殊地域作業割増料金

ア 小柴崎地域の作業		基本料金の……………	50%増
イ 第一、第二、海堡及び東京地域、千葉地域、 横須賀地域の作業(但し、東京港、千葉港及び 横須賀港に於ける本船離接岸作業を含まず)	}	基本料金の……………	100%増

3 特殊割増料金

(1) 港域内海難救助作業 基本料金の…………… 50%増
港域外海難救助作業 基本料金の…………… 100%以上増

(2) 消火作業割増
消火作業を行なった時間に対して 基本料金の…………… 50%増
尚、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算により別途加算する。

(3) 危険作業割増 基本料金の…………… 100%増
(爆破物積載船、タンカー及びLPG船等の船舶に於いて海難が発生し、爆発のおそれある場合)

上記以外の特殊作業のある場合は、その都度実作業の実態に即応し船会社又は代理店と協議の上決定する。

4 バンカーサーチャージ (BAF)

(1) BAFはすべて船型に適用する。

(2) BAFはRIM価格を基準とする。

(リム情報開発株式会社が算定する東京湾A重油海上バージスポット価格です。

RIM価格はリム情報開発株式会社の登録商標です。)

(3) 見直し方法

ア BAFの見直しは3ヶ月間毎に行う。

イ BAF算定の燃料油価格 (A重油) はRIM価格 (1KL当り) とし、
算定期間は、見直し月の前月を除く3ヶ月間の平均価格とする。

ウ BAFの見直し実施は、毎年、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行う。
一時間当たりの調整料金は、実施月から3ヶ月間は固定料金として適用する。

エ BAFタリフ

A重油RIM価格 (キリットル当たり)	1時間当たりの調整料金	その後30分毎に
40,000円未満	適用せず	
40,000円 ~ 59,999円	5,000円	2,500円
60,000円 ~ 79,999円	7,500円	3,750円
80,000円 ~ 99,999円	10,000円	5,000円
100,000円 ~ 119,999円	12,500円	6,250円
120,000円 ~ 139,999円	15,000円	7,500円
140,000円 ~ 159,999円	17,500円	8,750円
160,000円 ~	以降A重油RIM価格が20,000円上昇 毎に調整料金を2,500円加算	1時間当たりの調整 金の半額

5 曳船料率表の変更

曳船料率表の内容に変更がある場合は、その内容について、実施の2か月前までに当社ホームページ (<https://www.snkaiyosha.co.jp/>) にて通知する。

以上

別紙

横浜市、川崎区、千葉港 曳船料率表

神奈川県横浜市中区本町 1 - 3
株式会社ダイトコーポレーション
TEL : 045-201-8858
令和 7 年 3 月 1 日 改訂

<https://www.daitocorp.co.jp/business/tugboat/>

料率表		
1時間当たり 08:00 ~ 17:00		
基本料金	122,040円	
特別割引料金	15,000G/T未満	81,240円
	5,000G/T未満	76,200円

但し、荒天作業、海難防止作業（デッドシップ状態等）、海難救助作業、その他特殊作業の場合には、本船 G/T に関係なく本船 15,000G/T 以上の基本料金を適用する。
尚、作業料金については、取引条件に応じてご相談に応じます。

1. 料金計算方法

- イ 料金計算方法は使用時間に依り計算する。使用時間とは曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間を含むものとする。
- ロ 最初の1時間を超過した場合には、30分毎に基本料金の半額を加算し、30分未満の端数は30分として基本料金の半額を加算する。但し、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- ハ 本船側の都合による待機時間は使用時間に算入する。
- ニ 曳船出動後の作業取消しは総額の20%引とする。

2. 各種割増料金

(1) 時間外割増料金

- イ 平日 早朝・夜間・深夜 17:00~08:00 …………… 基本料金の100%増
- ロ 土曜・日曜・休日 及び 特定休日割増 終日 …………… 基本料金の100%増

(備考) 休日とは、「国民の祝日に関する法律（祝日法）」に規定された休日。

特定休日は、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日の年末年始。

(2) 荒天作業割増料金

海上風速(15m/S以上)の場合 …………… 基本料金の30%増
(気象台表示風速の3割増を海上風速とする)

(3) 特殊地域作業割増料金

- イ 小柴崎地域の作業 …………… 基本料金の50%増
- ロ 第一、第二、第三海堡 及び 東京地域、千葉地域、横須賀地域の作業
(但し東京港、千葉港 及び 横須賀港に於ける本船離着岸作業を除く)
…………… 基本料金の100%増

3. 特殊作業割増料金

- イ 港域内海難救助作業 …………… 基本料金の50%増
港域外海難救助作業 …………… 基本料金の100%以上増
- ロ 消火作業
消火作業を行った時間に対して …………… 基本料金の50%増
尚、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算に依り別途加算する。
- ハ 危険作業 …………… 基本料金の100%増
(爆発物積載船、タンカー船、LNG船 及び LPG船等の船舶に於いて海難が
発生し、爆発のおそれがある場合)

上記以外の特殊作業を行う場合は、実作業の実態に即応し船会社 又は 代理店と協議の上、その都度決定する。

4. 燃料油価格調整料金 (BAF)

添付、燃料油価格調整料金表 (BAF) に定める。

以上

4 燃料油価格調整料金(B A F)

燃料油価格調整料金表(BAF) (適用: 横浜港・川崎港・千葉港)	
A重油海上リム価格 キロリットル当り	1時間当たりの調整料金
40,000円未満	適用せず
40,000円～ 59,999円	5,000円
60,000円～ 79,999円	7,500円
80,000円～ 120,000円	10,000円
120,001円～ 140,000円	12,500円
140,001円～ 160,000円	15,000円
160,001円～	以降、A重油2万円上昇毎に 調整料金を2,500円加算

注1) このBAFは、全ての船型（総トン数）に適用する。

注2) 最初の1時間未満は、1時間として計算する。1時間を超過した場合は、30分毎に調整料金の半額を加算する。（現行の曳船作業基本料金の計算方法と同じ）

注3) このBAFは、早朝、夜間、深夜、日曜、休日、特定休日（年末年始）等の割増し料金の対象とはしない。

注4) このBAFは免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

注5) このBAFの見直し実施は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行う。1時間当たりの調整料金は、実施月から3ヶ月間は固定料金として適用する。

注6) 見直しの基準とするA重油海上リム価格は、見直し実施月の前々月から遡った3ヶ月間の月間平均値を採用し、これにより適用する調整料金を確定する。

注7) A重油海上リム価格（上記注6：3ヶ月間の中値月間平均値）が40,000円/キロリットルを下回った場合には、このBAFは適用しない。

注8) 海上リム価格は、リム情報開発株式会社の登録商標です。

以上